

浜松市地球温暖化防止活動推進員委嘱式の開催について

浜松市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、浜松市地球温暖化防止活動推進員（市推進員）を委嘱しています。

この度、第5期市推進員の任期が本年5月に満了したことに伴い、第6期市推進員を委嘱することとし、委嘱式を下記のとおり開催します。

記

1. 日時

令和3年6月23日（水） 10:00～10:20

※委嘱式終了後、推進員向け研修会を行います。（1時間程度）

2. 場所

浜松市シルバー人材センター2階会議室（浜松市中区鴨江三丁目1-10）

3. 第6期浜松市地球温暖化防止活動推進員の概要

（1）委嘱人数

22名

（2）任期

令和3年6月1日から令和5年5月31日まで（2年間）

（3）活動内容

地域内のリーダーとして、周囲の人達に地球温暖化防止の取組みを浸透させていく活動を自主的に行います。

また、浜松市地球温暖化防止活動推進センターと連携しながら、本市における温暖化防止活動の展開を図ります。

《参考》地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地球温暖化防止活動推進員）

第37条 都道府県知事及び指定都市等の長（以下「都道府県知事等」という。）は、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。